

安全保障理事会議長声明

「国際連合平和維持活動：移行および出口戦略」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2010年2月12日に開催された、安全保障理事会の第6270回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、2009年8月5日の安保理議長声明（S/PRST/2009/24）および国際連合平和維持活動の包括的な効果を更に向上させる安保理の継続的公約を再確認する。

安全保障理事会は、「他の利害関係者との協議において、現場での達成状況や変化する状況に従って、適切な場合には、必要な調整をする目的で平和維持活動の兵力、職務権限および構成を定期的に評価する」安保理の公約を、とりわけ強調する。安保理は、上に掲げられている目標は、現場に於ける持続的な平和のための条件の創設を通して成功を達成することであるべきで、それにより国際連合平和維持活動の再編成または撤退を認めることである、と強調する。

安全保障理事会は、進行した和平過程は、平和維持活動から国際連合の現地関与の他の展開への移行を成功裏に達成する重要な要因であることを強調する。安保理は、また、その国民を保護し、政治的紛争を平和的に処理し、基本的な役務と長期の開発を提供するホスト国の重要性を強調する。

安全保障理事会は、政治的過程と国内制度、とりわけ法の支配、治安および早い段階での平和構築活動を、支援する重要性を認識する。これに関連して、安保理は、国連平和維持構築の取組の改善と、2009年7月22日の安保理議長声明（S/PRST/2009/23）および平和構築に関する事務総長報告書（S/2009/304）で強調されているような国における調整された国際連合の対処方法の達成の緊急性をくり返し表明する。

安保理は、国民の主体的取組、建設的対話および優先的な平和構築の必要性並びに再発する不安定の根底にある原因に対処することに役立つ国家当局と国際社会との間の提携の重要性を強調する。

更なる改善が、事務局の支援を得て、適切な資源に見合った明瞭、信頼のおける且つ達成可能な任務を策定することにより、成功裏な移行を確保する安保理の実践においてなされ得る。安保理は、

- 可能な場合には、持続可能な平和のための望ましい条件を創設する必要性を**繁榮**反映しつつ、平和維持活動の職務権限に、委任された任務の履行の望ましい成果とそれを達成するための任務の明確な優先度を含むことを、約束する。
- 安全保障理事会決定に対する軍事的専門知識の適切な水準の重要性を強調する。
- 現場での発展およびホスト国、関連部隊と警察提供国並びに適当な他の当事国の見解を考慮して、職務権限の内容と何らかの必要な調整に基づき、職務権限更新の少なくとも1か月前に事務局により利用可能とされる明確且つ明瞭な勧告の必要性を強調する。
- 明瞭な目的をもった側面での、および任務の成功と平和維持活動からの移行を認めることを成し遂げられるべき地域の条件を考慮し、また、統合された平和構築事務所への移行から学んだ最近の教

訓もまた考慮した軍事、警察および他の平和構築任務を計画することを事務局に要請する。

- 一 戦略的活動計画の効用を認識し、平和維持活動におけるその利用拡大を考慮する。安全保障理事会決議に規定された優先的任務達成状況は、適宜、安保理により容易に監視され得る達成条件を通して測定されるべきである。
- 一 以前の計画および活動開始前に実行された計画を考慮して、委任された平和構築任務が、国際連合国別現地チームと一致してまた治安上の懸念とホスト政府の優先順位に然るべき考慮を払って、平和維持活動の中で、できるだけ早期に実行されることを確保する重要性を認識する。これに関連して、安保理は、統合ミッション計画プロセスを全面的に実施する必要性を再確認し、また、統合的戦略枠組の重要性にも留意する。安保理は、現在平和構築支援事務所により行われている文民能力の再検討の重要性にも留意する。
- 一 平和構築委員会（PBC）との調整を向上することを行いおよび PBC の 2010 年の検討とその役割を向上させ続ける方法に関する勧告を期待する。
- 一 平和維持活動に関する安全保障理事会作業部会によるその活動計画の採択を歓迎し、またとりわけ、安保理の実践を向上することを目的に、移行戦略の成功した実施に関する過去および現在の任務から学んだ主要な教訓に対処する安保理の決定を称賛する。
- 一 安全保障理事会決議 1894（2009）に一致した国連平和維持活動および他の関連活動のライフサイクルを通して、委任された時には、武力紛争の状況下における文民の保護を考慮する必要性を想起する。

安全保障理事会は、平和維持活動の異なる段階における進捗状況を定期的に監視することを約束する。安保理は、有効な報告および情報収集制度を維持する重要性を強調する。

安全保障理事会は、国際連合平和維持活動は、国際連合システム全体の貢献と公約を共に描く唯一の世界的な連携である、というその信念を再確認する。安保理は、この連携を強化することを約束し、また平和維持活動に関する総会の特別委員会およびこれに関連した総会の第五委員会の主要な役割を承認する。安全保障理事会は、効果的な利用と調整を確保するための事務局の軍事的計画、警察、司法、法の支配および制度構築の各能力の継続的検討の必要性を認識する。

安全保障理事会は、地域的・準地域的機構の移行への貢献を認識する。安全保障理事会は、全ての加盟国、地域的、準地域的および国際的協力機関に対し、その平和構築計画が国際連合平和維持活動および現場におけるより広範な国際連合の現地関与の平和構築計画と一貫性を持ちまた調整することを促進することを求める。

安全保障理事会は、国際連合平和維持活動の成功を促進するために、平和過程の効果的な履行を確保するために必要な政治的支援を提供することを約束する。

安保理は、安保理自らの意思での平和構築を早期に審議することおよび効果的な移行戦略を達成するために、平和工作、平和維持および平和構築間の一貫性を確保すること、の重要性を強調する。安保理は、この統合的対処方法の履行を更に議論することを期待し、また事務総長に、これに関連して、彼の取組を強めることを要請する。

安全保障理事会は、より広範な平和構築の取組との繋がり承認と向上を通してを含む、国際連合平和維持活動の包括的な効果を更に改善する約束を維持しており、2010 年後半までに、これに関連して、進捗状況の更なる検討を実行する。